

# 重大な消防法令違反の建物を



# 公表します

～違反対象物の公表制度～

運用開始

▶ 平成28年

4月1日～

市民の方が建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を公表する制度です。

## 公表の対象となる建物

- 飲食店・百貨店など、多くの市民の方が利用する建物
- 病院・社会福祉施設など、自分の力で避難する事ができない方が利用する建物

※湖南広域消防局管内（草津市、守山市、栗東市および野洲市）の建物が対象となります。

## 公表の対象となる違反

- 下記の消防用設備を設置する必要があるにもかかわらず設置されていない場合

- ① 屋内消火栓設備
- ② スプリンクラー設備
- ③ 自動火災報知設備



## 公表の時期

- 消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が是正されない場合に公表します。また、違反が是正されるまでの間、公表を継続します。

## 公表の方法

- 湖南広域消防局のホームページへの掲載

公表制度の詳細については以下までお問合せいただくか、ホームページからも確認することができます。

湖南広域消防局 防災指導課  
077-552-8824

湖南広域消防局 公表制度

検索

